

福生町議会々議録

昭和二十九年三月三十日福生町議会臨時会を福生町役場に招
集した

出席した議員は左の通りである

田村政一	石川武雄	森田花一	井上頼太郎
設楽美知	瀬古清蔵	高橋三郎	中野七五郎
賀井伊作	野島 毎	村尾禮吉	船木甚平
並木竹松	森田幸蔵	橋本雄一	井梅恭輔
田村幾太郎	森田誠重	船沢美代子	村野花平
村野盛一	村尾四郎	高橋彦市	

一 会議事件は次の通りである

一 昭和二十八年年度福生町歳入歳出追加更正予算
一 昭和二十八年年度福生町国民健康保険歳入歳出追加更正予算

一、福生町受住宅使用條例改定について

一、地方自治法百三十一條の規定により、今議事件説明のため出席を求めたのは左の通りである

町長 森田幸造

助役 秋小誠一

総務課長 大野忠一

税務課長 貫井茂代次

民生課長 橋本孝藏

産業課長 高水 求

建設課長 眞田 眞

一本会の書記は左の通りである

書記 森田 猛 上野 重勝

一、議長(田村幾太郎) 午前三時五十分開会を告げる

一、会 (田村幾太郎) 本日の議事日程を報告する

日程第一(議案第三十五号) 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算

々 第二、第三十五号(昭和三十一年度福生町国民健康保険歳入歳出追加更正予算

東京都西多摩郡福生町役場

日程第三(議案第三十七号) 福生町受住宅使用條例の改定について

一、議長(田村幾太郎) 開議を告げる

日程第一(議案第三十五号) 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算

一、議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書 記 朗 讀

一、助役 原案について説明する

総務委員長(代理者中野七五郎) 本件は総務委員会に於て審議したところ

歳入については平衡交付金と補助金^{が主である}

歳出については条件付支出のためやむを得ないので承認したの

である

一、第三番(村野花平) 競輪の収入は昭和三十一年度になるのか

一、助 役 競輪収入は前回の追加更正予算に一八〇万円計上してあるが残

額分については確定してないのでその分は昭和三十一年度に繰

入れる

一オ十二番(村尾禮吉)日米連絡協議会の食糧費は福生町のみが負担するのみ

一助役 合同の分もあり単独のものもある

一オ十番(貫井伊作)街頭運動等に使用する十万円の内訳は

一会計主任(上野重勝)拡声器借上五万円自動車借上六万円位である

一オ十番(貫井伊作)拡声器はこれもうも色々必要となると思ふみう

新らしく購入したうよいと思ふ

一オ四番(井上頼太郎)渉外費は駐留軍が居る為であるので政府に対して補助金の交付等町として申請出来ない

一町長競輪の開催及平衡交付金の増額により現うはれて来ている

一オ七番(瀬古清蔵)繰入金の合計額が間違っているのか

一総務課長 書落してあるものを記入願う

一オ七番(瀬古清蔵)流用が多いが本年度は流用しなくてもよいのか

東京都西多摩郡福生町役場

一助役 若干の流用はやむを得ない

一議長(田村幾太郎)本件について異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる

日程オ二議案オ十六番(昭和五年度福生町国民健康保険加入費追加更正予算について

一議長(田村幾太郎)本件を提案する旨を告げる

書記 朗讀

一助役 原案につき説明

一厚生委員長(代理者船木甚平)年度末になつて國庫と都の補助金の増額により又支出にあつては職員ベースアップ負担金の増額等があるが厚生委員会は認めないのである

一オ六番(飯沼美知)給付費(注)に支拂うのみとすれば補助金の増額がなければ不拂になるのか又運動しなければ増額

はないのか

た

一町長 その通りである 経営は赤字であり補助金の見通しがあつた

一町長 あると思ふ又都議会でも五分程度の補助金を決定したと聞く

一才七番瀬古清蔵 賦課金に対する増収はどの程度か

一民生課長 保険料は増収成績は良く婦人会で84%以上であるが二十四年度までの累計で四十二万円ある又一部負担金は88%で二十九万七千円の滞納がある

一才七番瀬古清蔵 婦人会に支拂う年費はどの位か

一民生課長 増収金の三分である

一助役 年に十七万円位である

一三番(村野在平) 設立当初加入者が後で加入した場合に保険料を

当初より増収するとの事で自然滞納額が多いのでその

関係はどうするか

一助役 加入したの期間は使用出来ないのであるから整理する

予定である

一議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り原案

通り決定する旨を告げる

日程才三議長才三七番(福生町) 居住使用条例の改定について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗讀

一助役 原案につき説明す

一議長(田村幾太郎) 総務委員にて審議したのが委員長より結果を報告された

一総務委員長(代理者中野七五郎) 原案に賛成したのである

「カ七番(瀬古清蔵)該宅者が多数の場合はどうする

「助役二十五戸の内五戸は町長の権限で入居させたい

「カ七番(瀬古清蔵)役場職員に住宅に困っている場合無抽せんに
よると非難があると困る

「町長 原則としては抽せんにより又厳選して運営面にて良く

やりたい 尚管理者の入居について一戸分確保したい

「カ三番(森田孝一)火災の場合に原型に復するのみ

「町長 火災保険に加入するので出来る

「十三番(村尾種吉)完成近くなっているが保険に加入しているか

「町長 三月三十一日に加する

「議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り
決定する旨を告げる

署名議員送掌

東京都西多摩郡福生町役場

「議長(田村幾太郎)署名議員の送掌は指名推薦により議長が指名
する旨を会議に諮り指名推薦とする

「議長(田村幾太郎)左記の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一
致決定する

森田 幸蔵

橋本 雄一

井梅 泰輔

「議長(田村幾太郎)福生町議会の閉会を告げる

終了 午後四時の分

右会議の額末を記録しその相違ないことを証するためここに
署名する

昭和二十九年三月三十日

福生町議会

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
船木甚平	村尾種吉	野島 毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
✓		△	✓	✓	✓	黒	黒	黒	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村 節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福生町議会

議員名簿
昭和29年5月22日定協

前十時三十分

東京都西多摩郡福生町役場

議長 田村政一
議員 井梅泰輔
橋本雄一
△ 橋本雄一
△ 石川武雄

福生町議会々議録

一昭和二十九年五月二十二日福生町議会と福生町役場に招集した
一出席議員は左の通りである

- | | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 田村政一 | 石川武雄 | 森田七一 | 井上頼太郎 |
| 田村福一 | 設楽美知 | 瀬古清藏 | 高橋三郎 |
| 中野七五郎 | 貫井伊作 | 野島五 | 村尾種吉 |
| 船木甚平 | 並木竹松 | 森田幸藏 | 橋本雄一 |
| 中梅泰輔 | 田村幾太郎 | 森田誠重 | 鮎沢美代子 |
| 村野七平 | 村野盛一 | 村尾四郎 | 西村一節 |
- 高橋彦一

一本目の会議事付は左の通りである

日程才一(議案才三才)福生町国民健康保険係
例の一部変更について

日程才二 (議案才三九号) 歳計現金並に蓄積金預入金
法
執行について

日程才三 (議案才四〇号) 昭和十九年度初生町々営住宅の
建設について

日程才四 (議案才四一号) 初生町国民健康保険運営協議
会委員改選に付同意を求める件

日程才五 (議案才四二号) 収入役選任に付同意を求め
るについて

一地方自治法才百三條の規定により、会議事件説明のため出席し
たものはたつ通りである

町長 森田幸造 助役 秋山誠一

総務課長 大野忠一 税務課長 買井茂次

民生課長 橋本孝藏 産業課長 高水 求

東京都西多摩郡福生町役場

一本会の書記はたつ通りである

書記 森田 猛 上野 重勝

一議長 (田村幾太郎) 五月二十二日午前十時四十分町会を告げる

一 () 本日の議事日程を報告する

日程才一 (議案才三九号) 福生町国民健康保険條例の一部変

更について

一議長 (田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗 読

一助役 都の指針に基づいて本條例の改正が必要とする理由を説明する

一才入番 (設樂美知) 保険料率の本年及昨年との比較を問う

一助役 本年分はたつ通りとなる旨を答える

所得割 〇・八九

資産割 16/100

均等割

一三二円

平等割

三八〇円

一才五番(田村福一) 所得割が減となった理由を伺う

一助役 所得の総額が昨年より多くなったため減が下ったに目
一才五番(田村福一) 現在の運営状況も伺う

一助役 本年度より補助額が上ったため順調である旨答える

一議長(田村幾太郎) 本件につき要議の有無を会議に諮り全会
一致原案通り決定する旨を告げる

日程才三(議案才三九号) 歳計現金並に蓄積金預入金融機
関について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 町民税特別増徴分のうち保安隊分が郵便振替のため

本件の必要となった理由を説明

一議長(田村幾太郎) 本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致
原案通り決定する旨を告げる

日程才三(議案才四号) 昭和十九年度福生町営住宅の建設
について

一議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

一助役 原案を説明する

一才三番(村野甚平) 町の負担はいくらか

一助役 本年はよく解らないが昨年は一九〇万円であった

一才三番(船木甚平) それの原因を伺う

一助役 起債額予想以下であった為である

一議長(田村幾太郎)本件について異議の有無を会議に諮り
全会一致原案通り承認する旨を告げる。

日程才四(議案才四号)福生町民健康保険運営協議
会委員改選につき同意を求める件。

一議長(田村幾太郎)本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一助役 任期の満了を委員の改選理由を説明する。

一議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致承

認する旨を告げる。
(十一時三十分より五時十五分まで休憩をとり五時五十分再開)

日程才五(議案才四二号)収入役選任につき同意を求める

ことについて

一議長(田村幾太郎)本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を会議に諮り全会一致
原案通り承認する旨を告げる。

終了 五時五十分

署名議員、送呈

一議長(田村幾太郎)指名推薦により議長が指名するに目し諮り

全会一致決定する。

一議長(田村幾太郎)左記の者を指名し一名毎に会議に諮り全会

一致決定する。

森田誠室

鮎沢美代子

村野たけ子

右会議の顛末を記載しその相違ないことを認するためこ
こに署名する。